

鳥取県土地家屋調査士会 情報公開に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、鳥取県土地家屋調査士会 情報公開に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、情報公開の範囲の基準について必要な事項を定める。

(本会の情報)

第2条 鳥取県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、規則第2条第4号及び第6号に関する情報については、要旨を作成しないでその全部を公開することができる。

2 支部に関する情報は、支部名、支部の会員数、支部長名及び支部の管轄区域を公開する。

(会員の情報)

第3条 本会は、会員の情報を支部ごとに公開する。ただし、規則第3条第2号及び第3号に関する事項については、理事会で必要がないと認めるときは公開しないことができる。

(公開の期間)

第4条 本会は、規則第2条各号の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なく、これを更新するものとする。

2 本会は、会員が規則第3条第6号及び第4条第7号の規定に該当したときは、次に掲げる期間これを公開する。

(1) 戒告の処分を受けたとき。

戒告の処分の日から6か月間

(2) 業務の停止の処分を受けたとき。

業務の停止期間及び終了の日から1年間

(3) 業務の禁止又は解散の処分を受けたとき。

業務の禁止又は解散の処分の日から5年間

3 会員に関する情報は、当該会員が会員でなくなったときは、これを抹消しなければならない。

ただし、会員が規則第3条第6号又は第4条第7号の規定に該当したときは、この限りでない

(情報の開示)

第5条 本会は、会員の業務に係る者から、会員の業務に関する情報の開示の求めがあったときは、これを開示するものとする。

(公開の方法)

第6条 本会の情報公開は、本会で運営するインターネット上のホームページで公開する。

ただし、規則第3条第6号並びに第4条第1号及び第7号に関する情報は、日本土地家屋調査士会連合会に委託して公開することができる。

(理事会への委任)

第7条 この細則に定めのない情報の公開に関する事項については、理事会で定める。

附 則 この細則は、平成15年9月13日から施行する。

附 則（第4条） この細則は平成27年7月14日から施行する。